

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	登別市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2015062900012/

執行機関名 登別市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等が実施する生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		登別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第4号)別表第1 第6の項 社会福祉法人等が実施する生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置のうち「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知別添2)の事業(以下「軽減制度」という。)の実施のために、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 軽減制度は、要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者、被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)及び生活保護が廃止された者(以下「軽減対象者」という。)があらかじめ利用者負担の軽減を市長に実施する旨申し出た社会福祉法人(以下「軽減法人」という。)が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減法人が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱(平成18年告示第25号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱第8条
②事務の内容	介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	利用者負担の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号イ	社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	軽減対象者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号ロ	社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは軽減対象者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

